

姫路市自転車活用推進計画

(姫路市自転車利用環境整備計画 改訂版)



令和3年7月
姫路市

一目次一

	頁
第1章 総則	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の期間	3
1.4 計画の構成	3
第2章 自転車交通をとりまく現状と課題	4
2.1 姫路市の概要	4
2.2 姫路市における自転車交通をとりまく現状	5
(1) 生活交通としての自転車利用の状況	5
(2) 観光交通としての自転車利用の状況	14
(3) 自転車駐輪・放置状況	16
(4) 環境と自転車	18
(5) 健康と自転車	19
2.3 姫路市における自転車交通の現状と課題	21
第3章 上位計画(姫路市総合交通計画)の概要	22
第4章 計画の方向性	23
4.1 計画の方向性（基本理念）	23
4.2 基本方針	24
4.3 施策体系	25
第5章 自転車利用環境整備の取組施策	26
5.1 安全・快適な自転車通行空間ネットワークの形成（はしる）	26
5.2 安心な自転車駐輪環境の創出（とめる）	48
5.3 意識の高い自転車利用の啓発（まもる）	50
5.4 自転車の活用によるサイクル・ツーリズム、健康な体づくりの推進（つかう）	57
第6章 計画の推進に向けて	65
6.1 計画推進体制の確立	65
6.2 P D C Aサイクルによる施策の改善	65
6.3 計画目標の設定	66
6.4 社会情勢の変化に対応した計画の見直し	67

第1章 総則



1.1 計画策定の背景と目的

自転車は、排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段であるとともに、健康に良い交通手段、新型コロナウイルス感染対策として「三つの密」の回避が可能な交通手段としても注目されており、全国各地で自転車の利用ニーズが高まっています。

一方で、道路交通法では、自転車は「車両」に分類され、車道通行（車道の左側通行）が原則となっていますが、市内に多くの自転車歩行者道が整備されている中で、車道通行という意識が希薄であり、交通ルールやマナーの周知が十分ではない状況となっています。

本市では、自転車利用環境の向上を目的に「姫路市自転車利用環境整備基本計画（2005年〔平成17年〕3月）〔以下、基本計画〕」「姫路の歩行者・自転車の安全・快適化計画（2013年〔平成25年〕2月）〔以下、安全快適化計画〕」を策定しており、特に本市の自転車ネットワーク整備の指針としている安全快適化計画においては、2012年（平成24年）11月に国土交通省と警察庁が合同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン〔以下、国ガイドライン〕」を基本として作成しています。しかし、「安全な自転車通行空間の早期確保」などを目的として、2016年（平成28年）7月に国ガイドラインが改定され、この改定により「自転車は車道」が原則となり、歩道を活用した整備による自転車ネットワークの構築が基本的に不可能となりました。

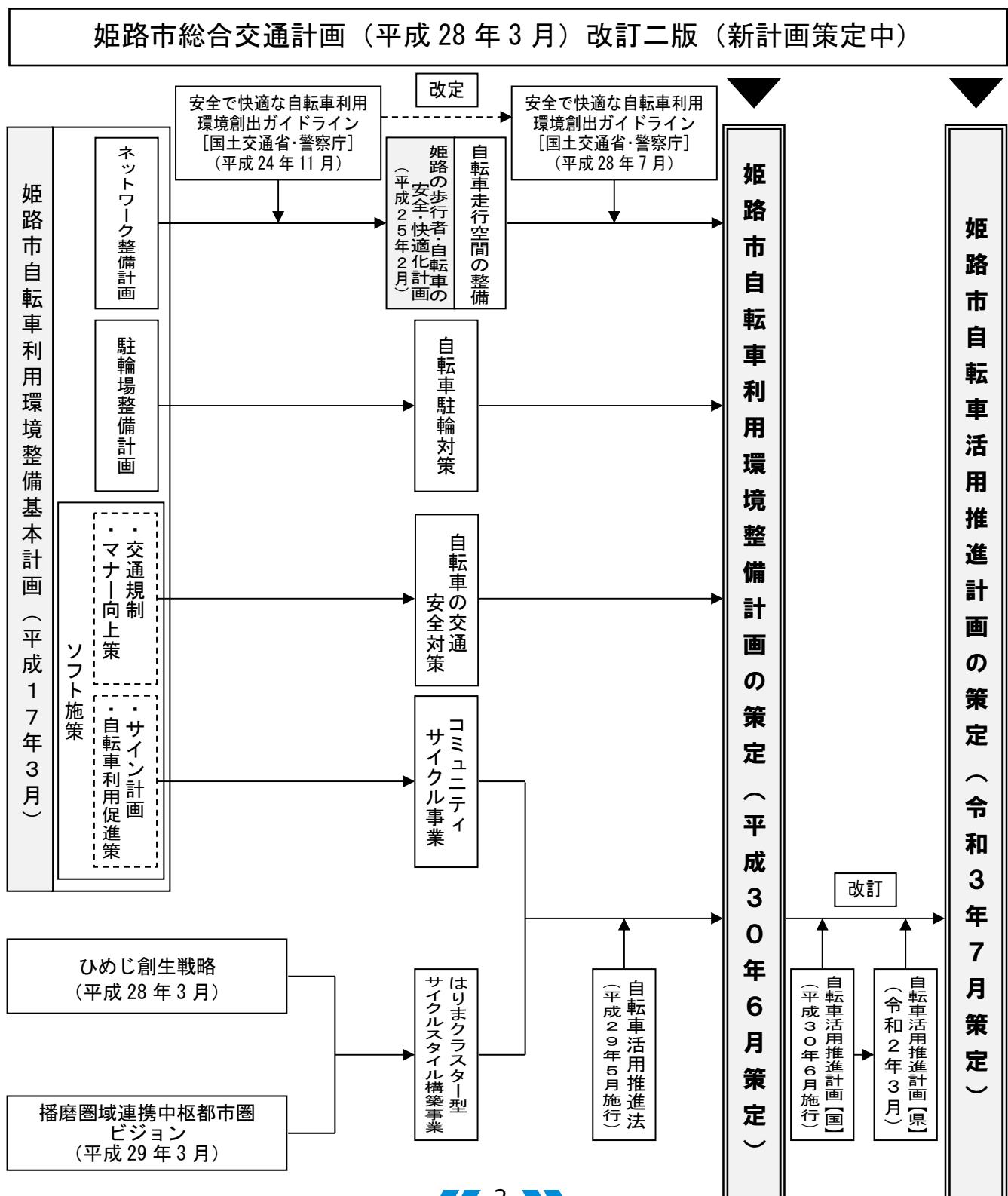
その後国においては、環境負荷の低減、災害時の交通機能の維持、国民の健康増進などの課題に対応するため、自転車の活用を推進する「自転車活用推進法」を2017年（平成29年）5月に施行するとともに、同法に基づき、2018年（平成30年）6月に「自転車活用推進計画〔以下、国推進計画〕」が閣議決定されるなど、自転車活用の機運が高まってきてています。また、兵庫県においては、2020年（令和2年）3月に「兵庫県自転車活用推進計画〔以下、県推進計画〕」が策定されています。

本計画は上記を背景に、2018年（平成30年）6月に策定した「姫路市自転車利用環境整備計画」を基本として改訂しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「姫路市自転車利用環境整備基本計画（2005年〔平成17年〕3月）」で設定されている各種計画から、それぞれで進められている事業を踏襲し、「姫路市総合交通計画（2016年〔平成28年〕3月）」も参考としながら2018年（平成30年）6月に策定しましたが、国及び県の推進計画の策定を受けて、改訂を行いました。

＜計画の位置づけ＞



1.3 計画の期間

2019年度（令和元年度）～2028年度（令和10年度）までの10年間

1.4 計画の構成

本市の自転車交通をとりまく現状や課題、さらには上位計画から、本計画の方向性を示すとともに、基本理念・基本方針を設定しました。

また、この方針を受けた自転車利用環境整備を推進するための取組施策を様々な観点からとりまとめています。

なお、本計画の実現には市民・事業者・行政の連携・協働が必要であるため、これらも考慮した内容としています。

< 計画の構成 >

